

## 会 議 記 録

会議名 建設常任委員会

開催日 令和7年12月11日(木) 開会 午前10時00分

閉会 午前11時31分

出席者 委 員 委員長 大 浦 兼 政  
市 村 隆 大 谷 好 一 坂 東 一 敏  
福 田 裕 司 中 島 克 訓 関 口 孫 一 郎  
議 長 梅 澤 米 満  
傍 聴 者 小 太 刀 孝 之 雨 宮 茂 樹 森 戸 雅 孝  
小 平 啓 佑 針 谷 育 造 古 沢 ち い 子  
内 海 ま さ か ず 小 久 保 か お る 青 木 一 男  
松 本 喜 一 針 谷 正 夫 氏 家 晃  
白 石 幹 男

---

事務局職員 事務局長 森 下 義 浩 議事課長 野 中 繭 実 子  
係 長 小 林 康 訓 主 査 田 島 沙 由 理

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

都 市 建 設 部 長	橋 本 真 一
都 市 建 設 部 技 監	増 山 輝 之
上 下 水 道 局 長	押 山 好 孝
道 路 河 川 整 備 課 長	阿 部 洋 一
道 路 河 川 整 備 課 長 治 水 対 策 室 長	後 藤 春 美
道 路 河 川 維 持 課 長	阿 部 幸 治
都 市 計 画 課 長	安 彦 利 英
公 園 緑 地 課 長	瀬 下 敏 行
建 築 住 宅 課 長	吉 澤 寿 夫
水 道 建 設 課 長	川 又 俊 行

令和7年第6回栃木市議会定例会  
建設常任委員会議事日程

令和7年12月11日 午前10時開議 全員協議会室

- 日程第1 議案第154号 工事請負契約の締結について（清水川第1調節池整備工事）  
日程第2 議案第155号 工事請負契約の変更について（平井川第2調節池整備工事）  
日程第3 議案第136号 令和7年度栃木市一般会計補正予算（第5号）（所管関係部分）  
日程第4 議案第143号 令和7年度栃木市水道事業会計補正予算（第1号）

---

◎開会及び開議の宣告

○委員長（大浦兼政君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから建設常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

◎諸報告

○委員長（大浦兼政君） 当常任委員会に付託されました案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

---

◎議事日程の報告

○委員長（大浦兼政君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎議案第154号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大浦兼政君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第154号 工事請負契約の締結について（清水川第1調節池整備工事）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） おはようございます。今日はよろしくお願ひいたします。治水対策室、後藤でございます。

ただいま上程いただきました議案第154号 工事請負契約の締結につきまして、議案書及び議案説明書に基づきご説明申し上げます。議案書は33ページ、議案説明書は48ページから51ページであります。

初めに、議案説明書で説明させていただきますので、恐れ入りますが、48ページをお開きください。議案第154号 工事請負契約の締結についてであります。提案理由であります。清水川第1調節池整備工事請負契約を栃木市尻内町691番地1、坂本・日向野特定建設工事共同企業体、代表者、坂本産業株式会社代表取締役、坂本和則と締結することにつきまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決をいただきたいというものでございます。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、49ページの参考欄といたしまして、工事名は、清水川第1調節池整備工事請負契約、工事場所は、栃木市箱森町地内にあります。工事概要につきましては、調節池を整備するものでありまして、設置面積7,734平方メートル、最大貯留量5,143立方メートル。主な工種といたしまして、放

流水路工1式、流入施設工1式、法覆護岸工762平方メートル、アスファルト舗装工1,521平方メートル、コンクリート舗装工747立方メートルの新設工事であります。

次に、50ページが位置図、51ページが施設平面図となっております。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、33ページをお開きください。工事請負の締結についてであります。次により工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決をいただきたいというものでございます。

1、契約の目的につきましては、清水川第1調節池整備工事であります。

2、契約の方法につきましては、事後審査型条件付一般競争入札であります。

3、契約金額につきましては、2億372万円であります。

4、契約の相手方につきましては、栃木市尻内町691番地1、坂本・日向野特定建設工事共同企業体、代表者、坂本産業株式会社代表取締役、坂本和則であります。

なお、本件の入札に参加した業者数は、JVが4者で、落札率は95.93%であります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（大浦兼政君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

大谷委員。

○委員（大谷好一君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの報告で、参加業者4JVということですが、4JVですから8者、これに参加できる業者数、親のほうは特定ですよ。このほかは一般でいいのかと思うのですが、何者参加可能な業者がおりますか。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） JVの条件といたしまして、代表構成員、その他構成員とありまして、そのメンバーの件数は、今実際持っているところなのですが、この数が、大変申し訳ないのですが、契約検査課のほうで発出しているものかどうかというのを確認の上、報告させていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「分かりました」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） かしこまりました。では、後ほどご報告いただけるということで。

ほかに質疑はありませんか。

中島委員。

○委員（中島克訓君） おはようございます。大変ご苦労さまでございます。

この調整池、最大貯留量が5,143立方メートルというふうなことですが、これを造りまして、この効果というか、これはどのような効果を市のほうは期待しているのか。その効果が出る地域ですか、要するに一気に河川に雨水なんかが入り込まないようにというのが目的ではないかなと思うのですけれども、その効果とか、そういった、これが及ぼす地域というか、それを教えていただきたいと思います。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） まず、今整備しようと思っている最大貯留量なのですが、小学校のプールにしますと約360立米で、約14杯の水がためられる池を現在整備を予定しております。こちらの地域なのですが、箱森町の清水川沿線の上流域となっております、実際ハザードマップなんかで見ますと、清水川沿いは約0.5メートルから3メートル未満という区域となっているところなのですが、その清水川の流域、清水川につきましても、通常ですと河川の水位は高いのですが、実際大雨等降りますと、上流域から水が来て、それを下流側が、まだ川幅が狭いところがありますので、それを今回の整備する池で一時的に貯留しまして、それを時間差を設けて下流側に流すと。また、整備済みであります下都賀病院の跡地の地下貯留施設もあるものですから、そういったものと複合的に治水対策を進めていきたいと考えております。

○委員長（大浦兼政君） 中島委員。

○委員（中島克訓君） 大変ありがとうございました。水害がやはりありまして、今まで安全だったというふうな栃木市の神話がちょっと崩れたものですから、こういったものを早めに整備していただきまして、安全安心な市にしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（大浦兼政君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） よろしく申し上げます。私のほうからは、契約金額についてご質問したいと思います。

工事概要ということで、ここにいる載っておるのですが、この契約金額2億372万円の妥当性についてのご見解をお伺いしたいと思います。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） まず、JVなのですけれども、工事規模とか内容とかにもよるのですけれども、工事金額が高額でありまして、また資材等が高騰しているということから、ある程度資金力がないと、資材を購入しても工事ができないのではないかなということがありまして、比較的規模が大きく、技術難易度も高いと判断されるので、まずJVということになると思います。

また、先ほど申し上げられました高い落札率ということなのですが、落札率につきましても、予定価格に対する比率になるということなのですが、予定価格は、現場条件を踏まえて、標準的な工法で

施工するための最も妥当であろうという金額を積算して、うちのほうで設定しております。その予定価格を下回っているということは、経費を削減するとか、また資材や労務を安くできるか、何らかの企業努力があって下回ったものと考えられることから、低いにこしたことはないのですけれども、今回は結果的に約96%ということとなりました。ですから、我々としては特に高い率であるということは受け止めておりません。しかしながら、入札参加者が増えれば競争性が高まった。もっと高まったのではないかと考えます。

〔「了解しました」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） よろしいですか。

大谷委員。

○委員（大谷好一君） 以前の説明で、大体令和8年度で完成予定と聞いておりますが、現在の全ての工事の進捗状況、全体的にどのぐらいになっていますか。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 中心市街地におきましては、現在市が計画しております浸水対策事業はおおむね令和8年度の完成を目指してございまして、既に完成したものを合わせますと14か所を計画しているものでございます。内訳といたしましては、巴波川流域では放水路整備1か所、調節池整備が4か所、地下貯留施設が1か所、永野川流域につきましては調節池整備が5か所、排水施設整備が3か所ということになってございます。

以上でございます。

○委員長（大浦兼政君） よろしいですか。

市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） この第1調節池の放流先は清水川ということでよろしいのでしょうか。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） さようでございます。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） この清水川自体の河川改修というのは行う予定というか、計画はあるのでしょうか。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 今回整備する池につきましては、現況の清水川の河川断面に合わせて整備をしているものでございます。今委員がおっしゃられました河川整備につきましては、今後やっていく必要があるとは、先日の議会の答弁の中で、今後計画をしていくということで答弁しました。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） もう一つ、ここへの流入の経路というのはどういう、例えば開発区域の

中に置く調整池だと側溝を整備したりして、そこに流入経路を造るのですけれども、こういう場合  
って、その辺はどうされるのですか。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 調節池と調整池というのがございまして、よく開発  
なんかは調整池、降ったのを一時的にそこにためて流すのが調整池になるかと思うのですけれども、  
調節池というのは、川から流れてくる水を、例えば護岸に切り欠けをつくりまして、ある程度水位  
が上がってきますと、そのオーバーフローした部分の水を池にためて、ある程度本線の川の水が下  
がってきたときにゆっくり下流側に流すというのが調節池、今回は調節池を整備してございます。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） ということは、その周辺住宅地からの、仮に豪雨になって水が、自然に  
流れることはあっても、別にそこに流入経路を設けているということはない。あくまでも河川の上  
昇によってのという、そういう捉え方でよろしいのでしょうか。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） さようでございます。

○委員長（大浦兼政君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第154号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第154号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第155号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大浦兼政君） 次に、日程第2、議案第155号 工事請負契約の変更について（平井川第  
2調節池整備工事）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 治水対策室、後藤でございます。引き続きよろしく  
お願いいたします。

ただいま上程いただきました議案第155号 工事請負契約の変更につきまして、議案書及び議案  
説明書に基づきご説明申し上げます。議案書は34ページ、議案説明書は52ページから55ページであ  
ります。

初めに、議案説明書で説明させていただきますので、恐れ入りますが、52ページをお開きくださ  
い。提案理由でございますが、令和7年第2回栃木市議会定例会において、議案第56号として議決  
を経た平井川第2調節池整備工事請負契約、日向野・坂本特定建設工事共同企業体の内容の一部に  
変更が生じるので、議会の議決を求めるものでございます。

変更の概要でございますが、契約金額3億1,680万円を3億3,335万5,000円に変更するというも  
のでございます。参照条文につきましては、省略させていただきます。

それでは、議案書の34ページをお開きください。議案第155号 工事請負契約の変更につきまし  
て、令和7年第2回栃木市議会定例会において、議案第56号として議決を経た平井川第2調節池整  
備工事請負契約を次のとおり変更することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、  
議会の議決を求めるものでございます。

変更の理由といたしましては、令和7年3月3日付の契約第55号建設工事の令和7年3月から適  
用する公共工事設計労務単価の適用に係る特例措置により、労務単価が引き上げられたため、その  
新しい労務単価に置き換えられたものでございます。

また、当初掘削に際しまして、水替えなしで施工が可能であると考えておりましたところであり  
ますが、実際現地を掘削しましたところ、土が想定以上に水を含んだ飽和土に近い状態でありまし  
たことから、掘削した際、水が集まるといった状況が見られ、さらにはゲリラ豪雨等に見舞われた  
際、水が抜けないといった状況であったことから、これらを排除するために水替え工を増嵩いたし  
ました。その他現場精査によるものでございます。

以上で議案第155号 工事請負契約の変更につきまして説明を終わらせていただきます。ご審議  
の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（大浦兼政君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

大谷委員。

○委員（大谷好一君） 労務費の大幅な増加ということなのですが、労務費並びに製品合わせて何％  
ぐらい上昇しているのでしょうか。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 国土交通省は、令和6年度の調査を基に、令和7年3月から労務単価を引き上げておりまして、全国的な平均では、前年度比約6%の引上げとなっております。

以上でございます。

○委員長（大浦兼政君） 大谷委員、大丈夫ですか。

ほかにございますか。

市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） その6%の引き上がった中で、この差額を見ると1,655万5,000円ということなのですが、先ほどのご説明にありました、その労務単価の引上げによる金額と、水替えなしでと思っていたのが水を含んだということでの、その2つの理由での変更ということですが、その1,655万5,000円の内訳を、大体でいいのですけれども、教えていただけますか。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 増額となります主なものとしまして、労務単価見直しが約900万円です。水替え工は約220万円、その他残土整地に約700万円、また現場精査は約165万円が現行となったということでございます。

以上です。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） すみません。ご説明の中で残土に700万円というお話だったと思うのですが、それをもうちょっと詳しく教えてください。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 工事で出た残土につきましては、栃木市で設計のときに指定したところに搬入することをしております。しかしながら、今回、搬入に際し、受入先のほうで土砂の敷きならし、はねつけ、整地等が生じたことから、その分を改めて増嵩したものでございます。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） それは、工事が始まって残土を持っていったら、そういうことが必要だということが分かったということですか。前もってそれは分かっていたのですか。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） これまでは、受入先に搬入し、ダンプトラックで土を下ろすだけでよかったということなのですが、多くの業者がその処理場というか置場に土砂が受入れがあったことから、その受入先においても受入先の敷地の地形や、もともとあった土砂の状況を寄せなくてはならない。また、たまってくるものですから、それをある程度いったところで集積とか状況が変わってきますので、整地とかはねつけが必要になったことから、改めて見た

ものでございます。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） その現場の状況がそうだったということは、今のご説明で分かるのですが、けれども、それは前の残土の持ち込みによってそれがたまっていったそうなったわけで、それを何でここの工事費で賄わなくてはいけないのでしょうか。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 受入先の状況にもよるかと思うのですが、やっぱり1万2,000立米という大量の土砂を下ろすだけだと、なかなか受入先でも難しいということで、うちのほうではねつけ費用と整地を見たものでございます。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） すみません。受入先って、それは民間の受入先なのですか。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） さようでございます。

○委員長（大浦兼政君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 基本的なことをお伺いたします。

この2回目の議会で承認した案件なのですが、これ入札はいつ行われたのでしょうか。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 令和7年の1月30日でございます。

○委員長（大浦兼政君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 今年の1月の末ということで、10か月近く経過しておるのですが、このときの落札率について、また再度お聞きしたいと思います。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） J Vの業者が6者ございまして、落札率は95.94%でございます。

○委員長（大浦兼政君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） このときの入札予定価格、お幾らになりますか。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 3億20万円でございます。これは税抜きになります。

○委員長（大浦兼政君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 税込み金額で教えていただけますか。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 3億3,022万円になります。

○委員長（大浦兼政君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） すみません。過去のことをお聞きしまして申し訳なかったのですが、前回  
予定価格が約3億3,500万円ということで、変更後の金額と似たような数字が出てきたのですが、  
労務単価の引上げとか工事内容の変更とかでこの金額を変更されるということでございます。当然  
入札に関しては、入札した業者がそれぞれ入札金額を精査して入札を行って落札をすることだと思  
います。であれば、本来であれば、この請負契約の変更というのは、実際あってはいけない。この  
金額でできますよということで落札しているわけですから、当然労務単価の上昇というのは見込ま  
れる、見込んだ上での入札だったと思うのです。ですから、本来であれば、この変更というのは、  
内容の変更とか、そういうのは分かるのですが、労務単価とか、それは賃金の上昇というのは見込  
んだ上での入札だったと思うのです。変更ですから仕方ない部分はあるのですが、その辺はこれか  
らこういう工事の落札に関しては、慎重な入札金額の設定とか、そういったものを執行部にはお願  
いしたいと思います。よろしくお願いたします。

以上です。要望です。

○委員長（大浦兼政君） 要望といたします。

大丈夫ですか、部長。お答えすることはありますか。

橋本都市建設部長、お願いします。

○都市建設部長（橋本真一君） 発言の機会をいただきましたので。

まず、労務単価なのですけれども、これはどうしても国土交通省が毎年労務単価を設定して、そ  
の都度社会情勢とか、そういうのに見合っただけ労務単価を変えていくということで、どうしても当初  
設計にやっぱり見込めない、翌年度どれだけ労務単価が上がるかとか、見込めないところがありま  
して、これは本工事以外も適正にこの労務単価、実際に合った労務単価に合わせると、見直しを行  
っているところがございますので、その点についてはご理解いただきたいと思えます。

あとは、土砂搬入の件で、先ほど市村委員からご質問いただいた件をもう一回整理しますと、当  
初設計でなぜ見込めなかったのかという点につきましては、その土砂搬入所は、本工事以外も土砂  
を絶えず搬入している状況でございまして、実際に設計段階から工事発注まで何か月か経過する。  
その間にも土砂搬入が続いていて、現場がどういう状況になるか想定できなかったという点がまず  
1点と、我々の土砂搬入量も、当初ははねつけはやらなくても、自然にトラックで下ろせば問題な  
くいけるのではないかという、ちょっとそこは想定したところではございますが、想定以上に土砂  
が、現場の状況が変わっていて、我々の泥を盛った、下ろすと、どうしても土が崩れてきてしま  
うというところで、当初見込めなかったはねつけ料が今回必要になったという点で、そういった意味  
で当初設計がちょっと見込めなかったという点をご理解いただきたいと思えます。

私の説明は以上でございます。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） ご説明は分かるのですが、いま一つちょっと分からないのですけれども、

その処分場には残土を持って行って、お金を払って置かせてもらっているわけですよね、そちらに。であれば、その受入側でそういった対応はすべきではないのかなというふうに思ったのですが、持ち込む残土がたくさんあって、持って行ってみたら、そういう状況ではなかったから、では持っていくのが多いから、では持っていくほうでその辺は何とかしましょうというのが、これは常なのでしょう。

○委員長（大浦兼政君） なぜこの入札にその価格が入っているのかというところの答弁はまだ来ておりませんので、市村副委員長、そうですね。民間であるならば、そちらで整備してもいいのではないのかという議論の中で、この入札に価格が入っているということの説明をお願いいたします。

後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 当初設計では、先ほど申し上げましたとおり、あくまでも土を搬入するだけの受入場との契約になっておりまして、その費用を見ているものでございます。ですから、先ほど申し上げましたとおり、はねつけとか、中の整備等が発生した場合についての費用は、設計では見てございません。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） では、その設計で見えていないということですが、その設計でそれはこちらが見るべきことなののでしょうか。今回の工事で1万2,000立米という立米数は出ますけれども、でも例えば工事によって3,000、3,000、3,000で、それ4つの業者が持ち込めば、1万2,000立米になるわけで、確かに1回で1万2,000立米は多いかもしれないけれども、何でそれを受入側が自分たちで対応するのでなくて、こっちでお金を出してやらなくてはいけないのかというのが、ちょっとそこがいま一つ理解できないのですけれども。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 当初では、確かに受入れ費用は見たというご説明していたかと思うのですけれども、その処分費については、もし処分費が発生するような状況があるとすれば、当然受入業者のほうから、受入れする場所からそういったものも請求されるということだと思っておりますけれども、実際搬入していく上において、その途中の段階で、もうこれ以上は受入先のほうでは、はねつけ費用等をいただかないと受入れが困難であるというふうなこともあることから、設計を変更して改めてその分を増嵩したというものでございます。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） すみません。くどくて申し訳ないのですが、その今のやり取りって、受入業者から発注者である栃木市のほうに、そういう申入れがあったのでしょうか。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） こちらにつきましては、工事の際に、施工業者のほうから打合せ簿について、こういった状況だということで打合せ簿について提出がされております。

中のはねつけ整地費用を見てほしいというふうなものの協議書が出ております。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） 施工業者からそういう要望が来て、ではそれに対して、先ほど言った700万円ぐらいの中の内容というのは精査されたのでしょうか。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 内容につきましては、単価につきましては栃木市が、私のほうで改めて整地費用、はねつけ費用を設計書に基づきまして計算したものでございまして、内容については妥当だと考えております。

○委員長（大浦兼政君） ちょっとよろしいですか。ごめんなさい。質問の意図が少しかみ合っていないように感じます。その受入先の工事費用を、こちらの入札額の中の増額のほうに入れていることの正当性と、どのようなルールがあって、これが通るのかということを知っているのだと思います。

それでは、増山都市建設部技監。

○都市建設部技監（増山輝之君） 私からお答えさせていただきます。

建設残土の処分の積算につきましては、栃木県以下市町村が同様に定めております積算基準書をまず基に計算をしております。その中で、一般に残土処分につきましては、民間等に処分する場合には、共通の積算の価格が定められております。それに合わせて、その処分場の状況に応じた別途費用が生じる場合には、はねつけ費や、いわゆる整地費ですね、やはり残土はダンプトラックで運んであけるだけですから、それを徐々に増えていけば、やはりその土をならさなければならぬ。そういった状況の処分場の場合には、別途積算し、考慮する必要があると。そういうことで積算をしております、今回の案件につきましても、当初は後藤が説明したように、あけるだけで可能な状況であったところが、実際に搬入になったときには、残土を徐々に盛っていく盛土、どんどん高くなりますので、そういった整地等が必要になったという、そういう下で積算をしたところがございます。

○委員長（大浦兼政君） ごめんなさい。今のもっと分かりやすく言いますと、行政と残土処理の場所に対して整地をするのは行政側の義務であるということで、もう契約というルールが決められていたということで解釈してよろしいのですか。

増山都市建設部技監。

○都市建設部技監（増山輝之君） そうでございます。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） 何となく分かったような、分からないような感じなのですが、ではもう一度聞きますけれども、では請負業者のほうから残土の受入先のほうがこういう状況になっているので、700万円の見積りが出てきて、これではねつけとか整地をしなくてはいけないという

ことが、発注者である栃木市のほうに話が来て、それを例えば現地を確認するとか、受入業者に裏を取るとか、そういうことの上でその金額が妥当だというふうにしたのか。もっと言えば、その受入先が、それは先ほどたしか市が指定したと言いませんでしたっけ。ということは、もうそこに持っていくというのは分かっていたわけですから、設計の段階で1万2,000立米が持ち込まれたらどういう状況になるというのは想定できたのではないかなと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） まず、金額なのですけれども、うちのほうで積算をして金額は出しております。また、受入先なのですが、当初はやっぱり時間が空いたというのもあるのですけれども、当初1万2,000円であれば、そのまま下ろすだけで入るだろうというふうなことであったことから、そういった設計をしたものでございます。

○委員長（大浦兼政君） ごめんなさい。質問となってしまうと問題になるので、確認させていただきますが、例えば今回の件に関して偶然それが出たのであって、これが今回なかったとしたら、別の入札のときにも同じようなことが順番的に発生した可能性があるという説明をされているのでしょうか。

後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 今回の工事に限らず、ほかの工事であっても同様なことが考えられると思います。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） であれば、何か揚げ足取るようで恐縮なのですけれども、であれば本来でしたら、市が指定した民間の受入業者からそういう状況だということが来て、そして別枠で予算を取って、市が、ではその整地なりはねつけをするのが正しいような気もするし、何でこの施工の工事の中に変更して追加して、それをしなくてはいけないのかというのもちょっと分からない、理解がちょっとあれなのですけれども、そういうものなののでしょうか。今までもそうだったのでしょうか。必ず工事には残土が出て、それは持っていき場所があるわけですから、そういったときに、こういう大量で、設計したときはそういうことで何もしなくて大丈夫だと思ったのが、始まってみたら駄目なので、700万円の見積りが来て、ではしようがないからそれを出してやると、そういう、非常に私の感覚から言うと、非常に発注者として寛大な、何か私の感覚でいくと、もうそんなのそっちで何とかしろよというお客さんがほとんどなのですけれども、そういうものなのですね。

○委員長（大浦兼政君） どうでしょうか。どなたが答弁されるべきなのか。通常のルールというものももう一度ご説明いただく必要があるのではないかと思います。その受入先と搬出側、搬入側、そのどういう契約に基づいてこれが進んでいるのかというものの説明が必要だと思いますが、もう一度それ分かりやすく言えますか。

後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） まず、残土を別で見たほうがいいのではないかと  
いうふうな委員の話があったかと思うのですけれども、それについてはこの調節池整備工事の中の発  
生した案件でございますので、一連で見るのが、今までそういったことでしてありますし、今回のも  
妥当であると考えます。

○委員長（大浦兼政君） それでは、橋本都市建設部長、お願いします。

○都市建設部長（橋本真一君） 先ほど技監からご説明あったことの繰り返しになってしまうところ  
ではあるのですが、我々積算はあくまで県の標準単価に基づいて積算していると。その工事で残土  
処分費用にも積算、設計あるのですけれども、それに附随して発生する費用については、適切に積  
算するといえますか、今回もこの工事で発生した残土の処分に係る費用でございますので、それに  
ついてはあくまで工事で適切に積算して、県の標準設計に基づいて積算して計上しているところで  
ございます。ほかの工事についても、先ほど後藤室長から答弁あったように、当然想定されるもの  
でありますし、我々としては極力そういったものが発生しないところに処分するというところでご  
ざいますが、今回はどうしてもいろいろなタイミングで、この処分場に持っていかざるを得ない。  
今回こういった現場の状況に合わせてこういう積算が必要になったというところでございます。

以上でございます。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） この民間の受入先って、ちなみにどこなのですか。

それと、その受入先って法人か何かになっているのでしょうか。

それと、今回の、こういう言い方はちょっと変かもしれませんが、今回の請負業者と受入  
先って、何か関係はないと思うのですけれども。すみません。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） まず、今回の発注の場所が、栃木市平井町という  
ところでありまして、近隣でというところで探したというのがまずあります。それで、今回土砂の処  
分地として指定しましたところが、栃木市柏倉町にあります処分場に処分しております。管理者は、  
栃木市建設業協同組合の理事長、岡忠昭さんでございます。

○委員長（大浦兼政君） ご答弁大丈夫ですか、今ので。

市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） それって、建設業組合が持っている共同の処分場ということですね。そ  
れ民間ではないのではないですか。それを民間と言うのですか。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 民間の定義、ごめんなさい、私ちょっと分かりかね  
るのですけれども、公共のものでなければ民間なのかなと理解するのですけれども。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） さっきお話聞いていて、ひょっとしたらそのことかなとイメージしながら話はしていたのですけれども、そういうことであれば、なおさらこの工事の中で、今最初の岡さんという名前が出ましたけれども、まさにこの請け負っているのがそういうことであると、そういう何かうがった見方をしてしまうのですが、であればそれは栃木市と密接に関係があるわけなので、そういう処分場があるということは非常によろしいことだと思うのです。そのたび、そのたびに処分場を探さなくて済むわけなので。であれば、なおさらそういう部分は別のものとして栃木市が発注するなりお金を出して、はねつけとか整地とかというのは、常に何もなくて持ち込めるような状況にしてやるというのも一つの方法なのではないでしょうか。でないと、毎回こういうことが、持っていったら、設計のときは大丈夫だと思ったけれども、持っていったらこうだから700万円という話になると、どうしても我々としてもうんというふうにならざるを得ないところもあると思うのですけれども、その辺のご見解はいかがでしょう。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 今委員がおっしゃいましたとおり、確かに処分場というのはあちらこちらにありまして、例えば公共事業なんかは、まず最初に栃木市でやっている、公共でやっている、例えば開発とか区画整理、工業団地とかに入られないかどうかというのをまず確認するわけなのですけれども、実際今回もそういったものを検討したわけなのですが、やっぱり距離がちょっと遠いというのと、あと搬入するダンプトラックの、搬出するときに、今やっているところが町なかなものですから、大型ではなかなか出られない。そういった条件等を考えますと、やっぱり北柏倉の土地に入れるのが一番有利であると考えたものですから、今回そういったことにしたものでございます。

○委員長（大浦兼政君） ご説明の意図は分かっておりますし、説明も理解はできました。ただ、もう一度確認させていただきたいのですが、これは技監にもう一度確認させていただきます。

民間と言われる公共施設以外の場所ということで定義をされているのは構いませんが、そこに受入先として自分たちではねつけをしたり整地をして受入れ体制を整えるというのが一般常識だとは思ってはいるように聞こえるのですが、市村副委員長のおっしゃっていたことは、それを行政側がやるべきもので正しいのかということとともに、もう一度分かりやすい、受入先と栃木市とのルールはどのように取り交わされているのかの説明を求めているように私は思っています。

増山都市建設部技監。

○都市建設部技監（増山輝之君） こちらの残土処分場につきましては、建設組合が所有している公共の残土等発生した場合の受入地として用意をしていただいたところでございます。今回の工事等におきましても、他の工事におきましても、やはりそれぞれ現場で発生した残土は、その処分場において適正に処理をするという中で、やはり必要が生じます整地費等、造成費等については、その

工事単位で発生した工事で整地し、敷きならすと、そういった考えの下で積算、対応をしているところです。今回の委員のお話のございのように、その土地は市が持っている土地、もしくは公共の造成事業等であれば、それぞれその事業施行者、市で造成費用を持って受入れしたものを市が負担して造成するという事業になりますけれども、今回は造成事業ではございませので、受入費、さらにそれに必要となる造成費をそれぞれ発生しました工事単位で積算をし、負担をしていくと、そういう考えの下で行っております。

以上です。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） 結局のところ、栃木市も今後もこういう工事の発注は行われるわけで、当然ずっと残土の受入れというのが問題というか、受入先が必要になってくるわけなので、こういう形で建設業組合が所有しているこの受入先が、あとどれだけのキャパがあるかということもあるところですが、当然はねつけとか整地をしていかなければ、受入量が少なくなってしまうということもあろうかと思えます。そういう意味では、今技監のご説明のように、工事のごとに発生した状況を直しながらというか、しながら受入れをしていくのだということも分らなくはないのですけれども、栃木市が発注した、そしてそれが請け負った栃木市内の業者で、大きく言えばそういった人たちの集まりでこの残土受入先ができていますから、できればその辺がもう少しクリアなというか、分かりやすくなったほうがいいのかなという、今ずっと一連のお話を聞いていて、何かそんなふうにしたのですけれども、ちょっと検討していただくとか、常々こういうことが起きると、やっぱり変更で減る分にはいいのですけれども、増えると何で増えたのだという話になって、こういう話になってきてしまう。ちょっとそのことで大分時間を取って恐縮ですけれども、その辺はいかがでしょう。ちょっと見解があれば教えてください。

○委員長（大浦兼政君） 増山都市建設部技監。

○都市建設部技監（増山輝之君） 市村委員のおっしゃるとおり、そのたびの変更、これは当初からこのような状況であれば、やはりこれだけの費用が必要であったという、この案件についてはそういうことをございました。やはりそれらについても、今後受入地との、また受入側の事業者等とそういう点についてを協議しながら、市でできるものは考えていきたいと思えます。今後検討していきたいと思えます。

○委員長（大浦兼政君） 中島委員。

○委員（中島克訓君） 私もちっとこの業種的にこういったのは分からないものですから、ちょっと聞きたいのですけれども、今まで私の中にあっただのは、公共残土の処分場とすると、今産業団地の造成ということで、平川産業団地なんかに結構持っていったと思うのです。それが持っていけないというふうな状態だったので、これが起きたのかなというふうなのが私の考えの中にあるのですけれども、その原因とすると、何か掘ったときに土砂が水を、飽和状態のように含んでしまったり

とか、そういった産業団地造成には向かない土砂だったのですか。それなので、そちらの建設業組合が持っている残土処分場のほうに処理をお願いしたというようなことの解釈でよろしいのかと。

それと、もう一つは、この建設業組合の持っている残土処理場、前あれでしたよね、これはちょっと問題になった土地でしたよね。その面積というのは、どのくらいで、どのくらい今後受入れ可能なのか、ちょっとそういったのもお聞きしたいのですけれども。残土処理というのは、やっぱりただではないから、料金はかかるわけですよ。その料金の発生というのは、この700万円というふうなことになるのかなと私の解釈なのですけれども、そんなので、ちょっとそこを詳しく説明していただければと思うのですが。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 今委員の質問にありました、まず平川の産業団地というものがあつたのですが、確かに今回の土質というのもあるのですけれども、あとは平川産業団地の受入時期とかタイミング、それと持っていくダンプが2トンとかで町なかを出なくてはならないものですから、それを何回も往復すると結構な費用等かさんでいまして、そういったものも勘案しますと、やっぱり柏倉に持っていくほうが有利だなというふうな判断しました。

また、先ほどの受入先の今の状況と面積については、すみません、今ちょっと手持ちにないものですから、後でまた報告させていただきます。

以上でございます。

○委員長（大浦兼政君） ほかの民間受入先というものに対しても同じような状況で行政側がはねつけ、整地をするということで受け取ってよろしいのでしょうか。説明はそこら辺がちょっと足りないように感じました。それともここだけなのか、そこら辺はご説明お願いいたします。

増山都市建設部技監。

○都市建設部技監（増山輝之君） 民間の受入地につきましては、県内、栃木市外におきましても数か所ございますけれども、そちらにつきましては受入費、それに併せて当然造成する、ならず費用、それを含んだ受入費を持っている民間の受入場もございます。今回搬入しました北柏倉の受入地、こちらにつきましては、受入費のみという、そういった中での費用でございましたので、別途工事で見ているわけです。ですので、民間によって受入費のみの場合と、造成費を含まない受入費のみの民間もありますが、造成費を含んでいる民間もございます。それぞれの対応になっております。

○委員長（大浦兼政君） 皆さんほかに質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） それでは、ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第155号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第155号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えを行いますので、少々お待ちください。

〔執行部退席〕

○委員長（大浦兼政君） また、ここで休憩をさせていただきたいと思います。

（午前11時00分）

---

○委員長（大浦兼政君） 休憩前に引き続き会議を行います。

（午前11時15分）

---

○委員長（大浦兼政君） 先ほど大谷委員の質問に対しまして答弁が留保されましたので、ここで答弁を求めます。

後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 治水対策室、後藤でございます。先ほど大谷委員から質問のありましたことについてご回答いたします。

まず、入札参加可能業者数でございますが、代表構成員またはその他の構成員として23者、そしてその他の構成員は2者でございます。

以上でございます。

○委員長（大浦兼政君） ありがとうございます。

失礼いたしました。

後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 中島委員から先ほど質問がありました残土処分場についての詳細でございます。特定事業区域の面積が7,502.82平米でございます。受入れ可能な土量につきましては、3万710立米になります。令和7年6月末までの、入っている土量なのですが、1万4,621.5立米になります。

なお、残りの分につきましては、令和8年4月末までにいっぱいになるということで伺っております。

以上でございます。

○委員長（大浦兼政君） ありがとうございます。

---

◎議案第136号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大浦兼政君） それでは、次に日程第3、議案第136号 令和7年度栃木市一般会計補正予算（第5号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいて結構でございます。

阿部道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（阿部洋一君） おはようございます。引き続きよろしくお願いたします。

それでは、ただいまご上程いただきました議案第136号 令和7年度栃木市一般会計補正予算（第5号）のうち所管関係部分についてご説明いたします。

まず、歳出から説明いたしますので、補正予算書の92、93ページを御覧ください。8款1項1目土木総務費は、補正額867万4,000円の増額であります。説明欄の職員人件費につきましては、総務人事課所管となりますが、人事異動に伴い、当初見込んでおりました所属職員に変更が生じたことによる差額分及び給与改定に伴う変動分等を精査し、給与、職員手当を補正するものであります。

次の会計年度任用職員人件費（建築住宅課）につきましては、会計年度任用職員の給与改定に伴う変動分を精査し、補正するものであります。

以下、職員人件費及び各課において計上しております会計年度任用職員人件費につきましては、同様の理由により補正するものでありますので、以後の説明は省略させていただきます。

次の94、95ページを御覧ください。2つ目の2項2目道路維持費は、補正額103万8,000円の増額であります。説明欄の市道維持管理費につきましては、令和8年度分の道路賠償責任保険であり、保険契約は支出負担行為をした日の属する年度の支出となり、保険期間が4月1日から開始となる場合は、前年度の予算に計上するべきものであることが判明したため、債務負担行為を廃止し、賠償保険料を増額するものであります。

次に、3目道路新設改良費は、補正額6,543万円の増額であります。説明欄の市道1033号線交通安全施設整備事業費（栃木大宮町）につきましては、現在施工中の交通安全施設整備工事において、通行車両の安全性確保及び道路排水の円滑な処理を行う必要があることから、工事請負費を増額するものであります。

次の今泉泉川線道路整備事業費（栃木今泉町1・2丁目・日ノ出町）につきましては、東武線跨線橋下部工事の鋼矢板打ち込みにおいて、事前の地質調査の結果より、当初20センチ程度の玉石を想定し、機械を選定していましたが、30センチ以上の玉石が多数存在し、鋼矢板が打ち込めないため使用機械を変更する必要があることや、列車監視員について、工事発注後、施工業者を交えての現地協議の結果、東武鉄道より、くい基礎や鋼矢板施工での大型クレーンを使用する全ての工種に

において、列車運行上の安全性確保の観点から、列車監視員の追加設置の必要が示されて増員したこと、また継続して行ってきた地権者との交渉で同意が得られ、補償契約を締結する必要が生じたことから、工事請負費及び補償金を増額するものであります。

次の市道13349号線道路改良事業費（栃木川原田町）につきましては、県が実施している巴波川河川改修事業の進捗に合わせて事業用地を買収する必要があるため、土地購入費を増額するものであります。

1 ページ飛ばしまして、98、99ページを御覧ください。4 項 3 目公園費は、補正額339万円の増額であります。説明欄のつがの里管理運営費につきましては、つがの里に設置されている浄化槽のポンプが故障したことにより漏電が発生するおそれがあり、公園利用者の安全を確保するため、修繕する必要が生じたことから、補修費を増額するものであります。

次の都市公園等管理費につきましては、平柳町 2 丁目子ども広場は、本年度までは地権者の土地を借地契約を交わして公園として運用してきましたが、地権者から来年度以降は契約を継続せず、返却してほしいとの申出があったことから、更地に戻す必要が生じたため、既設遊具等の撤去費を増額するものであります。

次の栃木総合運動公園管理費につきましては、マルワ・アリーナとちぎの補助競技場に設置されているバスケットゴールが故障し、代替品を購入する必要が生じたため、備品購入費を増額するものであります。

歳出につきましては以上でございます。

続きまして、歳入について説明いたします。ページ戻りまして、48、49ページを御覧ください。一番下の15款 2 項 4 目 2 節都市計画費補助金の補正額は343万9,000円の減額であります。説明欄、都市構造再編集集中支援事業補助金（栃木市中心市街地地区）につきましては、交付決定額に合わせ、減額するものであります。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、継続費補正の変更について説明いたします。ページ戻りまして、8 ページを御覧ください。8 款 2 項道路橋りょう費、今泉川線道路整備事業（栃木今泉町 1・2 丁目・日ノ出町）につきましては、東武跨線橋下部工事において、当初想定した地質よりも大きい玉石が多数存在し、使用機械を変更する必要があることや、列車監視員について工事発注後、施工業者を交えての現地協議の結果、東武鉄道より、くい基礎や鋼矢板施工での大型クレーンを使用する全ての工種において、列車運行上、安全性確保の観点から、列車監視員の追加設置の必要性が示され、増員したことから、令和 7 年度の年割額を増額変更するものであります。

続きまして、債務負担行為補正の廃止について説明いたします。12ページを御覧ください。5 行目の道路賠償責任保険につきましては、保険契約は支出負担行為をした日の属する年度の支出となり、保険期間が 4 月 1 日から開始となる場合は、前年度の予算に計上するべきものであることが判

明したため、債務負担行為を廃止するものであります。

以上で一般会計補正予算所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしく  
お願いいたします。

○委員長（大浦兼政君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異  
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

大谷委員。

○委員（大谷好一君） 95ページ、道路新設改良費の一番上の市道1033号線交通安全施設整備事業費、  
これは大宮北小の東側の道路ですよね。

○委員長（大浦兼政君） 阿部道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（阿部洋一君） おっしゃるとおりでございます。

○委員長（大浦兼政君） 大谷委員。

○委員（大谷好一君） これ随分もうかかっていると思うのですけれども、あそこ交通量も多いし、  
子供たちの通学路になっていたと思うのですが、これの予算は800万円ぐらいしかついていないの  
ですけれども、どこから持ってきている予算なのですか。

○委員長（大浦兼政君） 阿部道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（阿部洋一君） こちらの路線につきましては、国の防災安全の補助金をいた  
いて整備をしております。

○委員長（大浦兼政君） 大谷委員。

○委員（大谷好一君） 早急な工事が必要だと思うのですが、もう少し予算取りは何とかならないの  
でしょうか。

○委員長（大浦兼政君） 阿部道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（阿部洋一君） こちらの事業につきましては、今現在、令和10年度目標に今整  
備を進めております。ほかの補助事業との絡みもありまして、なかなか思うように予算がつかない  
ところもあるのですけれども、鋭意努力しまして予算確保に努めて、今後に対応してまいりたいと  
思います。

○委員長（大浦兼政君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） それでは、ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第136号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第136号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ちください。

〔執行部退席〕

---

#### ◎議案第143号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大浦兼政君） 次に、日程第4、議案第143号 令和7年度栃木市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいで結構です。

川又水道建設課長。

○水道建設課長（川又俊行君） よろしく申し上げます。それでは、ただいまご上程いただきました議案第143号 令和7年度栃木市水道事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

初めに、補正予算書の249ページをお開きください。今回の補正予算につきましては、第1条の総則で、令和7年度栃木市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものです。

第2条の債務負担行為の補正につきましては、下の表を御覧ください。水質検査業務委託の既決限度額を1,937万1,000円増額補正し、6,107万2,000円とするものです。これにつきましては、主に水質基準に関する省令及び水道法施行規則の一部改正により、新たに水質基準項目となるPFOS、PFOAの水質検査の回数の増加が生じるため、増額補正するものです。

続きまして、補正予算に関する説明書の254ページをお開きください。債務負担行為に関する調書ですが、先ほどの内容と重複するため、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

ます。

○委員長（大浦兼政君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、予算書のページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第143号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第143号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○委員長（大浦兼政君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成につきましては、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもちまして建設常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

（午前11時31分）